

## 鹿児島県住生活基本計画に対するパブリック・コメントの結果

- 1 実施期間 令和3年12月24日（金）から令和4年1月24日（金）
- 2 意見の件数 10件（2名）
- 3 提出された意見の概要，それに対する県の考え方

御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
<p>(1) 本計画P9に掲載されている平成30年住宅・土地統計調査「住宅及び居住環境に関して重要と思う項目」では、「地震時の安全性」が1番，次いで「台風時の安全性」が挙げられています。また，当県では令和2年7月豪雨および令和3年7月豪雨と2年連続して災害救助法が適用される災害が発生していることもあり，調査時点以上に住宅及び居住環境に対する自然災害対策の重要性が高まっているものと思慮いたします。本計画 P10 においても指摘されているとおり，「地震や台風・集中豪雨などの災害に強い住まいづくりのため，その備えを充実する」との見解について賛同いたします。</p>	<p>災害に強い住まいづくりのため，具体の施策を推進してまいります。</p>
<p>(2) 住宅政策の基本理念『ゆとりとゆるおいのある住生活の実現』を目指して」に賛同するとともに，「目指す住生活像」の①安全な住まい「豊かな住生活像の前提となる，頻発・激甚化する自然災害等から県民の生命・財産を守るための社会基盤・システムや早期に復旧するための体制が十分に整っています。また，『新たな日常』など社会環境の変化に柔軟に対応できる社会基盤やシステムも</p>	<p>「ゆとりとゆるおいのある住生活の実現」を目指して，3つの住生活像を設定し，具体の施策を推進してまいります。</p>

<p>整っています。」とする住生活像の設定に賛同いたします。</p>	
<p>(3) 「県土の強靱化を図るとともに災害から県民の生命や財産を守るため、災害に強い住宅・住環境づくりを促進します。また、地震・津波災害に際して被害の軽減を図るため、被害の未然防止や被害拡大の抑止につながるような施策を展開します。」との施策について賛同するものの、既に当計画で指摘されているように頻発・激甚化する自然災害に「災害に強い住宅・住環境づくり」で対応するには限度があるものと考えており、システム構築や被害が発生することを前提にした早期に復旧するための体制整備（自助による備えの周知）も重要と思慮いたします。</p>	<p>意見(8)の対応と併せて「③災害発生時の住宅供給体制の整備」に追記しました。</p>
<p>(4) 当県の土砂災害特別警戒区域（土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域）は、全国9番目に多い19,000区域余りが指定されております。また、他県に比べて台風等による影響を大きいことを鑑みると、危険住宅の移転促進を計画的に進めるべく、国の住生活基本計画にあるように「災害の危険性の高いエリアにある既存住宅の移転誘導」施策や警戒避難体制の確立に係る施策が必要と思慮いたします。</p>	<p>本計画は10年間にわたる基本的な施策の方向性を示すものであり、その方向性にそって今後各年度ごとに具体的内容に取り組むこととしております。</p> <p>(参考)</p> <p>本県では次の事業に取り組んでいます。</p> <p>事業名：がけ地近接等危険住宅移転事業</p> <p>がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある危険住宅を安全な場所に移転するため、危険住宅の除却等に要する費用及び新たな住宅の建設等の費用の一部を補助する。</p>
<p>(5) 新耐震基準に適合する住宅やブロック塀の耐震改修促進を行うことにより、住宅倒壊等による人命に対する危険性が相当程度減じられることが期待できることから、当県の住宅の耐震性の向上に関する施策に賛同</p>	<p>意見(8)の対応と併せて「③災害発生時の住宅供給体制の整備」に追記しました。</p>

<p>いたします。</p> <p>しかしながら、大規模地震においては、新耐震基準に適合した住宅であっても、損壊する住宅は少なくないことから、国の防災基本計画において国が加入促進している地震保険について、県として推進すべきと考えます。</p>	
<p>(6) 気象庁のデータによると当県の台風の上陸数は全国1位の42となっているなど台風の危険性が高いことや、本計画P9の「住宅及び居住環境に関して重要と思う項目」において多数の県民が「台風時の安全性」と回答していることを考慮すると、現在の県施策「情報提供」にとどまらず、国の住生活基本計画にあるように「住宅改修や盛土等による住宅・住宅地の浸水対策の推進」や「住宅の改修による耐風性の向上」などの台風・浸水・降灰に関する具体的な施策が必要と思慮いたします。</p>	<p>本計画は10年間にわたる基本的な施策の方向性を示すものであり、その方向性にそって今後各年度ごとに具体的内容に取り組むこととしております。</p>
<p>(7) 2) ハザードマップの周知に賛同いたしますが、国の「住生活基本計画」にもあるように、「ハザードマップの整備・周知等による水災害リスク情報の空白地帯の解消、不動産取引時における災害リスク情報の提供」が肝要と考えております。国土交通省が公表した昨年7月時点の都道府県別「想定最大規模降雨に対応したハザードマップ作成状況」によると、当県の公表自治体は作成対象市町村の半分にとどまっております。県におかれましては、空白地の解消に向けた取り組みとともに、不動産取引時における災害リスク情報の提供など具体的な周知施策をご検討いただきたい。</p>	<p>ハザードマップの周知につきましては、防災部局や宅建部局など関連する部局とも連携しながら取り組むこととしております。</p>

<p>(8) 1)災害発生時の住宅供給体制の整備および、3)被災住宅の復興による被災者への迅速な救済施策に賛同いたします。</p> <p>なお、令和2年7月に内閣府の「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」検討結果報告においては「自然災害からの住宅再建等の生活再建についても『自助』による取組が基本であり、被災者生活再建支援金等の『公助』は、この取組を側面的に支援するものである。」と報告しております。当県の1)において「被災者の応急的な住まいの早急な確保」については、適当な施策であると考えておりますが、公助の制度周知とともに、県民に対する資力の確保の促進を図る施策も同時に行うべきと思慮いたします。</p>	<p>地震のみではなく災害全般に備えるため、以下のとおり対応しました。</p> <p>「3)被災住宅の復興」に追記しました。</p> <p>旧)</p> <p>3) 被災住宅の復興</p> <p>大規模な災害により被害を受けた被災住宅等の復旧を円滑に図るため、独立行政法人住宅金融支援機構と連携するなど、被災住宅の復興に努めます。</p> <p>新)</p> <p>3) 被災住宅の復興等</p> <p>大規模な災害により被害を受けた被災住宅等の復旧を円滑に図るため、独立行政法人住宅金融支援機構との連携や各種保険制度等の周知など、被災住宅の復興等に努めます。</p>
<p>(9) 「住宅履歴情報の蓄積、悪質リフォームの阻止や訪問販売の適正化等のための情報提供」については情報提供にとどまらず、悪質リフォーム業者や今般の自然災害の急増に伴う住宅修理に付随するサービスを提供する悪質業者を含めて、建設業法や消費者法等の関係各法令を適用し、県主導のもと阻止や適正化も並行して実施していただきたい。</p>	<p>ご意見の内容につきましては、各法令の所管部局とも連携しながら取り組むこととしております。</p>
<p>(10) 国の住生活基本計画（令和3年3月19日）P17（2）立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進の中に「空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援するとともに、空き家を活用した新たなビジネスの創出を促進」とあります。</p>	<p>本県では、「かごしま空き家対策連携協議会」を設置し、民間の関係専門家団体とも連携しながら空き家対策に取り組んでいるところです。</p> <p>同協議会では毎年会員向けの研修会を実施し、空き家対策に関するさまざまな情報提供を行っているところです。</p> <p>（P64参照）</p>

また、P21「第4章施策の総合的かつ計画的な推進」の(1)②では「住教育を推進・・・」③「住生活産業を担う民間事業者の役割が強く期待されるが・・・住生活に関わる民間団体等が、国、地方公共団体等と連携を図り、協力することが極めて重要である」と明記されております。

よって、鹿児島県住生活基本計画においても、【官民連携をして、情報提供および担い手育成を行う…】と言う記載表現が適当と思います。

さらに、空き家対策を具体的に行っている団体への情報提供や後援支援等をお願いいたします。

別紙2

意見の概要	考え方
<p>(10) 国の住生活基本計画（令和3年3月19日）P17（2）立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進の中に「空き家の情報収集や調査研究活動，発信，教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援するとともに，空き家を活用した新たなビジネスの創出を促進」とあります。</p> <p>また，P21「第4章施策の総合的かつ計画的な推進」の（1）②では「住教育を推進・・・」③「住生活産業を担う民間事業者の役割が強く期待されるが・・・住生活に関わる民間団体等が，国，地方公共団体等と連携を図り，協力することが極めて重要である」と明記されております。</p> <p>よって，鹿児島県住生活基本計画においても，【官民連携をして，情報提供および担い手育成を行う…】と言う記載表現が適当と思います。</p> <p>さらに，空き家対策を具体的にしている団体への情報提供や後援支援等をお願いいたします。</p>	<p>本県では，「かごしま空き家対策連携協議会」を設置し，民間の関係専門家団体とも連携しながら空き家対策に取り組んでいるところです。</p> <p>同協議会では毎年会員向けの研修会を実施し，空き家対策に関するさまざまな情報提供を行っているところです。</p> <p>（P64参照）</p>